

J J 1 Y N A運用規定

2016年4月24日改訂
船橋市アマチュア無線クラブ

(定義)

第1条

この規定は船橋市アマチュア無線クラブのクラブ局 J J 1 Y N A の運用について定める。

(クラブの行事としての開局、運用)

第2条

移動運用、通信訓練など所定のクラブ行事に開局し、クラブ員が運用する。

第3条

担当幹事は運用についての責任を持ち、重複運用を避けるなどの適切な指示を行う

第4条

交信時の呼び出しは「J J 1 Y N A / 船橋市アマチュア無線クラブ、行事名」とアナウンスし、必要に応じオペレーター氏名、若しくは個人コールサインを通報する。

第5条

運用者は業務日誌を担当幹事に提出し、必要枚数の Q S L カードの発給を受け、運用者の自己責任で発行する。(運用者は業務日誌の写しを保管する)

(クラブPRのためにクラブ員が個別に行う運用)

第6条

クラブ員の無線従事者免許保有者がクラブPRのために運用することを奨励する。希望者は事前に、自局コールサイン(個人局開設者に限る。)、氏名、運用の日時、場所、周波数、電波形式、出力を担当幹事に申し、確認の上クラブ局の無線機、免許状及び業務日誌の貸与を受けること。

第7条

交信時の呼び出しは「J J 1 Y N A / 船橋市アマチュア無線クラブ、オペレーター」とアナウンスする。

第8条

運用終了後は速やかに無線機、免許状及び業務日誌を担当幹事に提出返納する。

第9条

この場合の Q S L カードは担当幹事から受領し、運用者の自己責任と負担で発行する。
(運用者は業務日誌の写しを保管する)

(非常時(災害発生時)における開局、運用)

第10条

災害発生時、船橋市アマチュア無線非常通信連絡会(以後連絡会)は、船橋市当局の依頼を受け、J J 1 Y N A を開局し、本部統制局として運用する。

第11条

本部統制局の開局・運用は、連絡会会員の内、市災害対策本部との連絡が取りやすい場所に居住地・勤務地がある者を責任者として、会長又は幹事が予め指名する。更に複数の会員による支援体制も配慮する。

但し、災害発生時での運用では、運用者は連絡会の会員に拘らない。(法の規定に基づく)
しかし連絡会会員が管理者として統括することが望ましい。

第12条

本部統制局は市災害対策本部と、各地区との災害情報通信のバックアップを目的に運用し依頼信の伝達に当たっては、依頼者の氏名、伝達日時、伝達情報等を記録し業務日誌と合わせ、担当幹事に提出する。担当幹事は上記内容を電波法第52条4号の規定に基づき、後日総合通信局に報告する。

第13条

会員本人および家族の安全と財産の保全を第一とし、無理な運用は控えボランティアの本質を見失わないこと。

第14条

削除

(クラブ局運用時の注意事項)

第15条

クラブ局の運用時にはクラブ局の無線機、免許状及び業務日誌が必要である。

第16条

運用はクラブ局の免許状記載の範囲で、且つ運用者の無線従事者免許資格が、法に定められた範囲内でなければならない。

注1：連絡会員とはクラブ員の内、船橋市アマチュア無線非常通信協力局の委嘱を受けたものを云う。

附則

1. 改正施行：平成21年4月12日
2. 改正施行：平成23年7月3日
3. 改正施行：平成28年4月24日